

公益社団法人小樽市シルバー人材センター会費規程

一部改正 平成30年11月22日

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人小樽市シルバー人材センター定款第7条の規定に基づき、会員の会費に関し、必要な細則を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 会員が、一事業年度ごとに納入すべき会費の額は、次の各号に定める額とする。

- | | | |
|--------------|------|--------|
| (1) 正会員 | 年額 | 2,000円 |
| (2) 賛助会員(個人) | 年額一口 | 1,000円 |
| (3) 賛助会員(団体) | 年額一口 | 2,000円 |
| (4) 特別会員 | | 無料 |

2 年度途中においてセンターに入会する正会員の会費は、前項の規定にかかわらず、次表のとおりとする。

入会月	会費の額
4月～12月	2,000円
翌1月～3月	無料

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、4月末日までに会費年額の全額を納入しなければならない。ただし、新たに入会した会員は、入会承認後2週間以内に会費を納入しなければならない。

(会費の用途)

第4条 会費は、一事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業、法人会計事業にそれぞれに使用する。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、理事会で定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。